平成２５年（フ）第９号
栃木県足利市寺岡町463番地１　ヴィラフローレンスＣ棟106号
破産者　大澤　京子
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１７５号
新潟県長岡市来迎寺1750番地11サンコーポラス越路１号棟404号室、申立時の住所新潟県小千谷市大字桜町3320番地44
破産者　伊藤　　聖
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
愛知県江南市古知野町高瀬28番地　グランデューコチノ301号、開始決定時の住所愛知県江南市古知野町広見167番地　ダイアパレス江南駅前101号
破産者　塩村丈太郎
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８５号
愛知県一宮市西大海道字本郷33番地
破産者　堀田　　猛
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２号
愛知県豊田市豊栄町11丁目131番地　医療法人成信会　さくら病院内、住民票上の住所愛知県豊田市御内町田ノ土里８番地
破産者　宮條　朝江
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
愛知県西尾市中原町惣野山48番地１
破産者　青木　愼二
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
愛知県西尾市中原町惣野山48番地１
破産者　青木　臣代
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６０６号
京都府相楽郡南山城村大字南大河原小字湯矢畷21番地
破産者　枡井　義之
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目17番22―602号
破産者　森本　雅純
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６３号
和歌山県岩出市根来2284番地の４、開始決定時の住所和歌山県紀の川市重行６番地
破産者　井上　基兆
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７３号
和歌山県岩出市川尻46―38、住民票上の住所和歌山市小倉310番地
破産者　岡田　　博
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０５号
和歌山県海南市阪井1657番地２　北山荘19号、開始決定時の住所和歌山県紀の川市貴志川町神戸1064番地６
破産者　元吉　藤男
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４７４号
和歌山市境原168番地
破産者　伊藤　兼司
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
和歌山市畑屋敷千体仏丁21番地
破産者　中西　敏夫
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６６０号
熊本県荒尾市増永2546番地４
破産者　谷川　　仁
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６６１号
熊本県荒尾市増永2546番地27
破産者　谷川　清治
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末7383番地４、開始決定時の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字加草2362番地１　コーポフェニックス202号
破産者　小城　隆展
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第８１３号
さいたま市西区大字指扇2407番地199
破産者　巧昌産業株式会社
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係